

鶴田町で創業・事業承継する方を応援します！

令和7年度 鶴田町創業等応援助成金

鶴田町では、地域産業の振興及び地域経済の活性化を図るため、町内で新たに創業する方又は事業承継を行う方（個人事業主・法人）に対して助成金を交付します。

対象者

次のいずれかに該当する方で、事業を3年間継続して営業することが可能であり、かつ、鶴田町商工会の会員となり、鶴田町商工会の継続的な経営指導等を受けること（※）。※町税等に滞納がある方や、創業にあたり必要な許認可等を受けていない方は対象外とします。

1 新規創業者

令和6年4月1日～令和8年2月28日までに町内で新たに創業し、事業開始が確実である方

2 事業承継者

町内で事業承継を行う譲受側の方で、令和6年4月1日～令和8年2月28日までに事業承継手続きを行い、終了させることが確実であり、かつ、現業の規模拡大、生産性向上、販路拡大、事業転換等の新たな取組を行う方

助成金の額

1事業者当たり 10万円

手続きの流れ

- ①申請書類一式を作成・提出
- ②助成金交付決定通知書を受取
- ③助成金請求書を作成・提出
- ④助成金の交付・受取（口座振込）
- ⑤事業状況報告書を作成・提出（助成金の交付を受けた年度の翌年度から3年間、事業の毎年度の状況について、報告年度の5月31日まで）

申請受付期間

令和8年3月13日（金）まで

※申請期間内でも予算が上限に達した場合、受付を終了する場合があります。

お問い合わせ・書類提出先

鶴田町役場 商工観光課 商工係（役場2階）

〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬 200-1

TEL：0173-22-2111（内線251） FAX：0173-22-6007